

# 訪問介護サービス継続支援事業について

## 1 どのような事業ですか？

介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものです。要介護高齢者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合でも感染対策を徹底しサービス提供を継続していただけるよう支援するものです。

## 2 どのような事業所が対象ですか？

- ・利用者が新型コロナウイルス感染症陽性者となった場合において、感染確認後も継続して訪問介護サービスを提供する訪問事業所等
- ・他の訪問介護事業所等が訪問介護サービスを提供していた利用者について、新型コロナウイルス感染症陽性者であることを理由として訪問介護サービスの提供を中止した場合において、他の訪問介護事業所等に代わって当該利用者に対し訪問介護サービスを提供する訪問介護事業所等

## 3 補助対象経費について教えてください

- ・新型コロナウイルス感染症陽性者である利用者に対し、該当利用者が自宅療養している期間において訪問介護サービスを提供した場合、訪問介護サービスを提供した日数につき1日当たり36,000円（1日当たりの訪問回数は問わず、個別サービスの提供にあたっては、居宅内に入り実施したものとす）。
- ・新型コロナウイルス感染症陽性者である利用者に対し、訪問介護サービスを提供したことにより新型コロナウイルス感染症陽性者となった職員が、新型コロナウイルス感染に伴い業務に従事出来なくなった場合、当該職員の療養に伴い実施することができなくなった訪問介護サービスに係る介護報酬。

## 4 申請の受付期間は？

令和5年1月までの実施分                      令和5年2月15日（水曜日）（必着）

令和5年2月、3月実施分                      令和5年4月10日（月曜日）（必着）

提出先：山梨県健康長寿推進課 認知症・地域支援担当

〒400-8501                      山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

提出方法：郵送(必要書類が揃っていない場合は受理できませんので、必要書類を確認した上で申請してください。)

**[※山梨県のホームページに詳細を掲載しています。](#)**

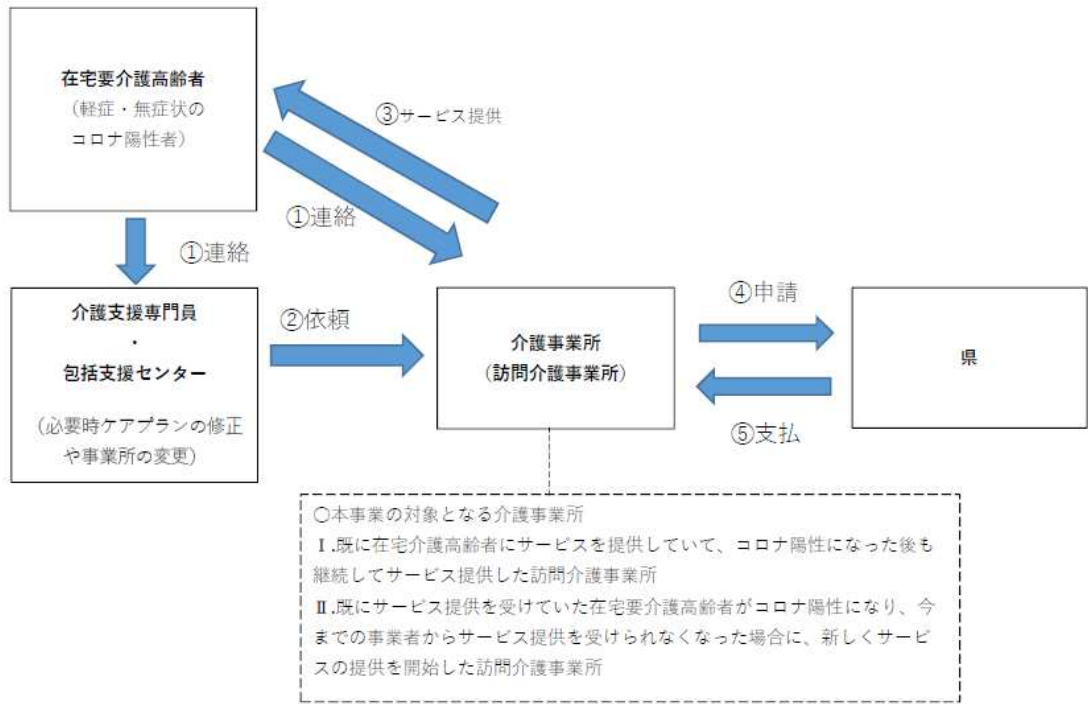
[トップ](#) > [組織から探す](#) > [健康長寿推進課](#)

> [新型コロナウイルス訪問介護サービス継続支援事業費補助金について](#)

参考 ■ フロー図

訪問介護サービス継続支援事業

1. 利用者が新型コロナウイルス陽性となった場合



2. 新型コロナウイルス感染症陽性患者に訪問したことで、職員が新型コロナウイルス感染症陽性患者となり訪問介護が提供できなかった場合

